質疑回答書

入札参加者 様

(名称) 令和6年度公立大学法人滋賀県立大学図書館業務システム一式の借入に係る一般競争入札

公立大学法人滋賀県立大学事務局経営企画課図書係 TEL 0749-28-8231

質疑いただきました事項について下記のとおり回答します。

番号	名称等	質疑事項	回答
1	(三者) 契約書(案) 第4条 第2項	賃貸借期間満了後、「乙は速やかに対象物品を回収し、撤去」「乙は責任を持って本学のデータを抹消し、その完了を甲に報告するもの」とありますが、丙が対象物品を回収し撤去、丙の責任を持ってデータの抹消でよろしいでしょうか。 また、データ消去はソフト消去もしくは物理破壊どちらでしょうか。物件を引揚後、持ち帰ってのデータ消去でよろしいでしょうか。	「丙は速やかに対象物品を回収し、撤去」「丙は責任を持って本学のデータを抹消し、その完了を甲に報告する」に変更することは可能です。賃貸借の対象となるハードウェアは蔵書点検用ハンディターミナルと通信・充電ユニットです。引揚後にソフト消去を行ってください。
2	(三者) 契約書(案) 第5条 第3項	賃貸借期間に 1 ヶ月未満の端数が生じた際は日割り計算とありますが、弊社日割り計算は不可となります。よろしいでしょうか。	賃貸借期間に 1 ヶ月未満の端数が生じた際は日割りで算出してください。
3	(三者) 契約書(案) 第5条 第4項	「甲が賃貸借期間の短縮を乙、丙に申し出た場合は、期間の短縮に努力する〜」とありますが、 この条項を削除いただくことはできますでしょうか。	契約書(案)より第5条第4項を削除することは可能です。契約内容に変更が生じた場合は、契約書(案)第14条、第15条に基づいて対応します。
4	(三者) 契約書(案) 第8条	丙が対象物品を回収し撤去、丙の責任を持ってデータの抹消の場合、第三者へ委託してもよろしいでしょうか。	契約書(案)第4条第2項を番号1のとおり変更した場合、第8条 を「丙が業務の一部を第三者に委託することができる」に変更す ることは可能です。
5	(三者) 契約書(案) 第 11 条	乙の負担により点検および保守を行うとありますので、丙に負担 はないとの認識でよろしいでしょうか。	本契約においては、対象物品を良好な状態で使用できるよう、乙の負担により点検および保守を行うものとします。ただし本契約には、乙と丙の間で取り交わされる契約や覚書を含みません。